

# 初期の群馬県議会

群馬県会議日誌第一号  
 一 明治十三年五月三日 通常会開場ニ付各議員並ニ縣會掛午前  
 七時議場ニ昇ル  
 但シ二番七番十番十二番十三番三十三番四十四番欠席

群馬県会議日誌第一号  
 一 明治十三年五月三日、通常会開場に付き、各議員並びに県会掛(係)、午前第  
 七時、議場に昇る  
 ただし、二番七番十番十二番十三番三十三番四十二番欠席

群馬縣會議事細則  
 第一條 凡ソ會議ハ午前九時ニ始リ午後三時ニ畢ル時宜ク伸縮ス  
 ルハ議長ノ指揮ニ依ル  
 第二條 議員ノ席次ハ扉ノ抽籤ヲ以テ之ヲ定ムヘシ  
 第三條 議案並ニ報告書ハ扉ノ抽籤ニ依リテ領付スヘシ  
 第四條 議事ハ議案報告書領付ノ日ヨリ少シモ一日ヲ隔テ之ヲ  
 開クヘシ但シ至急ヲ要スルルハ此限コトラス  
 第五條 議案若シハ委員ノ報告書ニ付テ質問ヲ要シ又ハ紹介ノ  
 諮詢ニ答フル爲メ内閣ヲ要スルルハ小會議ニ於テ之ヲ議ス  
 但シ小會議ハ傍聴ヲ許サス  
 第六條 發言セント欲スルモノハ起立シテ議長ト呼ビ其許可ヲ  
 受クヘシ  
 第七條 議事ニハ議員ノ姓名ヲ稱セズシテ席次ノ番號ヲ用フヘ  
 第八條 議案ノ可否決ハ通常三次會ヲ經テ定ムルモノトス其順

## 群馬県会議事細則

- 第一条 およそ会議は午前九時に始まり午後三時に畢むる。時宜（とき）都合により）伸縮するは議長  
の指揮による
- 第二条 議員の席次は、あらかじめ抽選をもつてこれを定むべし
- 第三条 議案並びに報告書はあらかじめ議員に領（うけ）付すべし
- 第四条 議事は議案・報告書領（うけ）付の日より、少なくとも一日を隔て、これを開くべし、ただ  
し、至急を要するときは、この限りにあらず
- 第五条 議案もしくは委員の報告書の領付、質問を要し、または県令の諮詢（しんさう）に答うるた  
め、内議を要するときは、小会議においてこれを議す。ただし、小会議は傍聴を許さず
- 第六条 発言せんと欲するものは、起立して「議長」と呼び、その許可を受くべし
- 第七条 議事中は議員の姓名を称せずして、席次の番号を用うべし

この史料は、明治13年（1880）の「群馬県会議日誌」です。右には、同年5月3日の通常会の記録が、左には、県議会を開くときの規則が書いてあります。  
 群馬県の最初の県議会は、同12年（1879）3月までに各部ごとに選挙が行われ、議員が決まり、5月2日から6月5日まで開会されました。有権者は、3万7270人で当時の県の人口の6.5%に当たります。投票率は80～90%でした。この時の議員定数は44人でした。  
 選挙制度は現在と違い、女性は選挙に参加できませんでした。有権者は、20才以上の男性で地租を5円以上納める者でした。被選挙権者は、25才以上の男性で地租を10円以上納める者で、当時は立候補する必要はありませんでした。そのため、本人は希望していない場合でも県議会議員に当選してしまうこともありました。議員の任期は4年で、2年ごとに半数を改選しました。